

小松島市監査委員告示第4号

住民監査請求に係る勧告（令和5年8月30日付け小監第61号）について、別紙のとおり小松島市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づく通知があったので、同項の規定に基づき公表する。

令和5年10月31日

小松島市監査委員 工藤 誠介



小人第535号
令和5年10月27日

小松島市監査委員 様

小松島市長 中山 俊雄



住民監査請求（坂野ゲートボール整備に関するもの）に係る
勧告に基づき講じた措置について（通知）

令和5年8月30日付小監第61号による監査委員の勧告について、別紙のとおり措置
を講じましたので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

住民監査請求の監査結果（勧告）に基づく措置

1 監査結果（勧告の内容）

市の工事その他特別の知識又は技術を要する業務を行うに当たっては、精通する職員の知識又は技術を部署等の枠を越えて活用することができる体制を構築すること。

2 勧告に基づき市長が講じた措置

工事その他特別の知識又は技術を要する業務を行うに当たっては、事業実施前の段階から関係部署間での協議の場を設け、事業規模や実施時期などの事業概要を情報共有するとともに、兼務・併任辞令や他部署への委託状などにより、事業の執行体制を明確化する体制を整えた。

また、円滑な事業実施に向けて、予算要求に係るヒアリングの際に、事業の執行体制等についても改めて確認するとともに、関係部署間での定期的な協議を行い、進行管理を徹底することで適正かつ計画的な事業運営を行うこととした。